

第2回流山市市民参加推進委員会 議事録（概要）

- 1 日 時 令和3年6月25日（金）午前10時～正午
- 2 場 所 流山市役所第1庁舎3階 庁議室
- 3 出席委員 吉永委員、和田委員、秋山委員、宮本委員、
坂井委員、高山委員、羽田野委員、竹井委員
- 4 欠席委員 無
- 5 傍聴人 1名
- 6 事務局 川名課長補佐、安達係長、香月主事、田久保主事
- 7 議題
 - （1）建議に対する回答について
 - （2）令和2年度市民参加条例対象事業の評価について
 - （3）市民参加制度の運用ルール見直しについて
 - （4）その他
- 8 議事内容

委員長

それでは、ただいまから、流山市市民参加推進委員会を開催する。

本日の出席はただいまのところ全員出席である。よって定足数に達している
ので、会議は成立していることを報告する。

まず、本日の議事の進行について、事務局から説明をお願いします。

事務局

本日は、建議に対する回答についてご説明させていただき、前半は令和2年度
市民参加条例対象事業の評価について、後半は市民参加制度の運用ルール見直
しについて御審議いただく。

委員長

まず、「議題（１）建議に対する回答」について、令和３年３月２日に市民参加推進委員会から提出した建議に対する回答が令和３年６月１日に市からあった。ホームページにも同日に公開されている。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

６月１日付で公開させていただいた建議に対する回答についてご説明させていただく。建議にて、市民参加制度の改善について３点いただいたので１点ずつ回答させていただく。

１点目は、市民参加条例に基づく市民参加制度の運用ルール見直しについて、過去の市民参加手続の実例の整理・分析、他自治体の市民参加制度の事例検証、条例や運用ルールの一律的な適用の見直し、対象事業の特性に応じた制度の柔軟な運用等の検討を求める。

こちらの回答として、市民参加条例対象事業について過去の事例や他市の状況を踏まえ、条例に照らし対象事業の参考基準及び事業に適した手法の例を明示することを検討する。上記の検討事項及び市民参加の実施において、具体的な実施までのスケジュール期間や実施方法を明文化し、現行の市民参加の手続案内の改訂（マニュアル（例））を検討する。また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮しつつ、市民参加の先進自治体への視察を検討する。

２点目は、市民参加関連業務の効率化について、職員が高いモチベーションの下に実質的な市民参加を推進できるように、市民参加関連業務の時間的負担の軽減や事務作業の簡略化の検討を求める。

こちらの回答として、職員アンケートから判明した「市民参加は負担」という考え方から脱却し、「市民参加は政策形成過程で必要なこと」ということを職員が再認識しつつ、市民参加の業務負担を簡素化させる方法を検討する。具体的には、各事業担当課とも市民参加手続きに関する理解が浸透し、一定の実施水準が保たれるようになっていることを踏まえ、評価のための事業担当課への個別ヒアリングは原則実施しないこととする。昨年実施したワークショップ形式などの意見交換の場は「市民参加が政策形成過程で必要なこと」ということの再認識にもつながる為、実施を検討する。また、評価方法についても従来の評価基準を基にしながら、最終的に実施事業間で相対的に評価できるようにする。

３点目は、市民の市政に対する参加意識醸成の取り組みについて、市民参加への関心や参加意欲を高め、市民参加制度の必要性和重要性を認識してもらうために、より一層の活発な啓発活動の検討を求める。

こちらの回答として、過去に実施した啓発リーフレットの再作成や広報なが

れやまの特集記事、市のホームページやSNS等を活かして、「市民参加」について実施状況や活動の啓発を進める。

説明は以上である。

委員長

説明を踏まえて、ご質問のある方はどうぞ。

A委員

「最終的に実施事業間で相対的に評価できるようにします」と記載されているが具体的にはどのようなことか。

事務局

従来の評価基準を基にしながら、最終的に実施事業間で評価一覧にそって評価できるようにする。前期は、評価をする際に事業の比較が議論されていたため、他の事業との比較検討を行えるようにこのような評価方法にさせていただく。

また、今までの委員会で評価をする際に事業の比較を行うことで、保留や前後していた経緯があるため、評価シートを一覧形式のものにした。

A委員

評価基準の見直しについて意見を出させていただいたが、事業により特性が違うのにもかかわらず一律の評価をしていることが間違っていると考え、事業の特性に合わせて判断できるようにしないといけない。評価の基準を事業特性に応じて変更した方がいい。相対的に比較することと事業特性にあわせて評価することは異なるのではないか。

事務局

市民参加条例上、パブリックコメントは必須ではないが、懸念点として事業担当課がパブリックコメントを選択しなくてはならないという観念があるため、事業特性に合わせて有効的な選択肢があることを、マニュアルを参考にして適した手法を選択できるよう事務局で検討して、共有できればと思う。

現在の評価基準はスケジュール期間等であるが、マニュアルが策定されたのと同時に、適した手法を選択したのか等の評価基準を入れ込むことでさらに評価をしやすくなると考えている。このことを今後検討していければと思う。

A委員

事業の特性等を踏まえた評価基準を検討していくということか。

事務局

そうである。

B委員

2点質問がある。

1点目は、職員のアンケートで負荷があると結果に出ていたが具体的にはどのような業務が負担なのか。

2点目は、建議に対する回答で「 を検討します」等で具体的な案が出されておらず、立ち位置がわからない。

A委員

同感である。

副委員長

この委員会は市長から諮問があり、それに対して答申をする。建議は諮問を超えてやることを市に対して依頼するもので、その回答が来ている。

B委員

そうであるならば、市が「推進委員会で検討をお願いします」とするべきであり、市が「 を検討します」としているため立ち位置がわからない。

事務局

順番に説明させていただく。

1点目については、パブリックコメント実施の際に、政策調整会議や庁議用資料の作成、閲覧資料の設置から回収、市議会への報告資料の作成など事務負担が多すぎるとの意見があった。

2点目につきましては、改善に向けて市として検討をしていくが、市が独り歩きをして検討していくのでは市民参加の本質とはずれてしまう可能性もあるため、推進委員会にて市での改善案の作成状況に合わせ適時、委員会の意見を諮りながら一緒に作り上げていけたらと考えている。

委員長

委員長の立場であまり私見を述べない方がいいのかもしれないが、提出した建議に対してしっかりと回答していただいていると思う。具体的には、(2)市民参加関連業務の効率化について事業担当課への個別ヒアリングを廃止するなどはっきりと答えていただいた。ただ、(3)市民の市政に対する参加意識醸成

の取り組みについてはやや抽象的であった。

(1)～(3)について提案したことに対してしっかりと検討していただいた印象である。

以上で建議に対する回答についての協議は終わりにする。

次に「議題(2)令和2年度市民参加条例対象事業の評価」について、事務局の説明をお願いする。

事務局

まず、各事業担当課からの事前質問に対する回答内容を共有させていただき、その後、評価について改めてご説明させていただく。

委員長

では、事前質問に対する回答内容についてご意見のある方はどうぞ。

B委員

意見ではなく感想であるが、市民参加関連業務が負担であることや工夫をしているなど、様々なことを行っていると感じた。そのあたりに改善の余地があると思う。

副委員長

これまで実施してきた事業でパブリックコメント0件だったものがどのような事業であったか事務局で集計してほしい。合わせてその事業がパブリックコメントを実施しなくてもよく、他の手法の方が適していたかも検討していくべきである。また、パブリックコメントの件数の多い事業や市政に反映できる意見もあり、効果的であると思う。

水道事業基本計画について、パブリックコメントを実施して井戸を使い続けなければならないことを市民から気づかされたようであるが、これはパブリックコメントが重要な役割を果たした。本来は公開する前にチェック体制を整えるべきであるが、市民参加の重要性を改めて感じた。パブリックコメント等市民参加の手法について検討していく必要がある。

A委員

同意見である。パブリックコメントが有効的な役割をしたい例であると思う。1人が意見提出したが、この意見がなかったら井戸が廃止になっていたかもしれないため、賛否を問うものであれば他の手法を選択するべきである。

委員長

この事業はパブリックコメントが機能したいい例である。これを周知するのもいいと思う。

B委員

障害者計画について、パブリックコメントはほとんどが修正なしであるが、修正ありということで詳しく見たところ、誤字の修正であった。審議会やパブリックコメントを経て市民に公表する際にこのような修正があるのは粗末であると感じた。

委員長

校正したことをパブリックコメントの意見反映にするのはどうなのか。

副委員長

庁内や審議会のチェック機構がしっかりしていない。全国に情報が公開されているため、これの重要性を改めて考える必要がある。担当課だけでなくチェック機関が必要ではないのか。庁内の仕組みを教えてください。

事務局

チェック体制としては、まずは担当課で確認をし、計画等は事業者とのダブルチェックの後、複数課の集まる会議でチェックしている。この過程を経て修正があるということについては担当課でのより細かなチェックが必要であると評価に反映していただいて良い。具体的には「パブリックコメントで文言等の修正がないようにしてください」とコメントしていただければと思う。

副委員長

パブリックコメントがあるからこそ抜け落ちに気付けるという点もあるため、市民皆がチェックをしていると意識醸成をしていくのもいいと思う。「文言等の訂正に市民の皆様が気づいたことで修正しました」と周知するのも必要かもしれない。

C委員

水道事業基本計画や障害者計画について、事例として発信するべきだと思う。発信することでパブリックコメントが活きてくる。10年ほど委員会をやってきてパブリックコメントが0件の事業や多数集まる事業の統計も取れてきているため、それを活かして事例を含め発信するのが良いと思う。

A 委員

パブリックコメントが0件の事業に理由を聞くと、専門的な事業であるため関心が高まらなかったと回答が来るが、関心がないから意見が集まらなかった、賛同されているから意見がなかったと総括してしまうのはどうかと思う。消防署の移転事業については、移転先の市民には関係のあることで、その他の地域の市民は関係ないことであるが、わかりやすく説明をすればもっと意見が集まったと思う。関心度を高める方法を追求していかなければいつまで経っても改善されない。

委員長

事務局から連絡がある。

事務局

ただいま、1名の方から本委員会を傍聴したい旨の申し出があった。

本委員会は、「流山市審議会等の委員の選任及び会議の公開等に関する指針」第9条に基づき、会議は公開となっていることから、傍聴を許可したので報告する。

なお、傍聴者に対しては、「会議開催中は、発言を控え、静穏に傍聴することとし、拍手その他の方法により、賛否を表明しないこと。」等傍聴時の遵守事項を事務局から説明させていただき、傍聴者に了承いただいたことを付け加えさせていただく。

議事を続けさせていただく。

先ほどのA委員の意見については、以前の消防の件のことだと思われる。これはパブリックコメントのみ実施し、意見が0件であったことについて質問をしたが、賛同されたため意見がなかったと回答があった際に評価としてどうなのかという経緯があった。今回、消防から市民参加を実施するにあたってコミュニティ課にポスターの作成や説明方法など多数の相談があり、工夫をしていた。

A 委員

ポスターに二次元コードを載せるなど工夫が見られた。

C 委員

前回の評価を経て改善をしており前進が見られたが、パブリックコメントは資料等が多いため一工夫や二工夫していく必要がある。

A 委員

ポスターの掲示先が各消防署や消防団機械器具置き場であったが、一般市民の目に留まる場所でないためもったいなかった。作成するのにも苦労したであろうことから市民の目にも留まるような場所に掲載するべきである。コストをかけて周知の必要があると思う。

C 委員

せめて公民館に掲示してほしかったが、掲示場所のアドバイスなどはしなかったのか。

事務局

ポスターの作成までは相談があったが掲示先までは聞いていなかった。委員会の評価でご指摘いただければ次回から改善に繋がると思う。

委員長

本委員会のテーマである市民参加の実質化であるが、委員の皆様は形骸化していることを懸念点に挙げている。パブリックコメントが0件ということについて、賛成であると認定していることや市民がパブリックコメントを提出しても意見が反映されないのではないかという感覚がある。また、意見が反映されているものを見ると誤字の訂正など、形骸化している印象がある。ただ、水道事業基本計画の事例などをあげることでパブリックコメントの増加にも繋がり、市民参加の実質化に近づく。

以上で事前質問に対する回答内容についての審議は終わりにする。

続いて評価について事務局の説明をお願いする。

事務局

評価方法について、建議に対する回答で説明させていただいたとおり、従来の評価基準を基にしながら、最終的に実施事業間で評価一覧にそって評価できるようにした。そのため、評価シートを一覧形式のものにし、総括コメントをいただくものにした。事業ごとにコメントをしたい等の要望があれば修正させていただく。

委員長

説明を踏まえてご意見のある方はどうぞ。

副委員長

コメント欄を事業ごとに分けて総括コメント欄を作ったほうがまとめやすく整理しやすい。レイアウトは任せる。

B委員

総括コメントは必要あるのか。どのようなことを書くのか。

事務局

答申に総評のような文章を入れるので、そこに連動するような形でコメントをいただければと思う。総括コメントをまとめる作業は今後の回で行う。

委員長

その方が整理はしやすいと思う。

コメントがない際には意見なしと記載すればよいか。

事務局

意見なしと記載していただくと意思表示がわかりやすく助かる。

C委員

批判だけでなく褒めてもいいのか。

事務局

構わない。

委員長

コメントの欄は、事業ごとの意見と最後に総括コメントを書くということでよいか。

事務局

その通りである。

B委員

評価の進め方は各委員が各々評価をし、後にすり合わせる段取りでよいか。

事務局

今後の評価の流れとしては、委員の皆様の評価を平均化してまとめたものを次回配布し、議論していただく。

B委員

スケジュール的には今回の委員会で評価方法等についてまとめ、次回までにメールで各委員が評価を行い事務局に提出し、第3回で議論するということがよいか。

事務局

その通りである。

委員長

委員会終了後に、市民参加実施シート及び事業概要資料並びに推進委員会からの事前質問に対する回答を踏まえ評価をしていただくので、後日メールにて対応をお願いする。

以上で令和2年度市民参加条例対象事業の評価についての審議は終わりにする。

次に「議題(3)市民参加制度の運用ルール見直し」について、評価の為ではなく、あくまで市民参加制度の運用ルール改善のためのヒアリングの方向性について審議する。また、昨年度行った意見交換会の実施も踏まえ、ご意見のある方どうぞ。

事務局

前回、ヒアリングを廃止すると説明させていただいたが、廃止するヒアリングは評価に関するものである。これから検討していただくヒアリングについては、市民参加制度の運用ルールをより良いものにしていくために、模範的な事業や特徴的な取り組みをしている事業の担当課に対して市民参加の手法等について行うものである。

A委員

どの事業を意見交換会に呼ぶか決めるということか。

委員長

これまではヒアリングを行ってきたが、今回廃止するためどのような方法で意見聴取するのかということである。

C 委員

質問だが、去年実施した意見交換会のことであるか。今回も前回と同じような形式でもいいし他の形式でもいいためどのようにするか決めるということか。

委員長

漠然としているため事務局から再度説明をお願いします。

事務局

ヒアリングや意見交換会を必ず実施するものではなく、要望があれば事務局で調整するということである。

A 委員

意見交換会の目的は市民参加制度の運用ルール見直しのためということでしょうか。

事務局

その通りである。

意見交換会について審議していただいているがあくまでも1つの方法であり、事業担当課を抽出してヒアリングを実施する方法もある。また、効果的な方法があれば委員の皆様から提案していただきたい。

副委員長

前回実施して思ったのが、いい事例を共有でき、学べる場としては効果的であると感じた。そのような勉強会的な意見交換会も検討してみてもどうか。

委員長

ヒアリングは事業担当課からすると尋問されているという意見もあったため、自由に意見を言える意見交換会が効果的であった。

C 委員

前回、同僚同士で気付けることもあったので、パブリックコメントの件数の捉え方についても意見交換会できると思う。

新任委員もいるためこれまでの経緯を説明させていただくが、事業担当課に尋問のように細かくヒアリングを実施してきた。前は、委員も2班に分かれて意見交換を行ったため、いくつかの事業担当課が他の課の意見を聞いているため委員から問いかけることで交流できていた。また、若手の職員と管理職でグル

ープを分けていたが今回は混ぜるかどうか検討できればと思う。

委員長

事務局に確認であるが、目的は運用ルール見直しでよいか。

事務局

その通りである。

委員長

具体的にどのようなことを想定しているのか。

事務局

建議で回答させていただいたが、マニュアルの作成を検討しており、京都市の事例をあげていただいたように各委員に他市の取組等を調査していただき、事務局から各自治体にアンケートの実施などを考えている。このようにマニュアル作成するための材料を集めたいと考えている。

マニュアルの参考となる自治体として北海道旭川市の「市民参加をより効果的に進めるための手引書」がある。流山市と同じような手法があり、事業の性質ごとに有効的な手法を紹介し、過去の実施例なども記載されている。このような自治体を調査していただければ事務局から各自治体に調査を実施し、結果を共有させていただくので、その点も踏まえて運用ルール見直しを考えていただければと思う。

委員長

意見交換会にこだわらず、他市の調査や勉強会など様々な方法を踏まえていただければと思う。

副委員長

アンケートを実施し、その結果を踏まえて流山市に反映させるということか。

事務局

他市を事務局で決めるのではなく、市民である委員の皆様にご調査していただければと思う。委員会からの依頼を受けた後、事務局から正式に他の自治体に照会をかけ、回答を委員会で共有することで当市に活かせると考えている。

C委員

スケジュール的には9月に実施することという認識でよいか。そうであるならば次回までに各自調査を行いメールで共有し話し合うということによいか。

事務局

目安として11月の第4回の議題になると思う。

C委員

9月の第3回で評価をすり合わせ、今審議している見直しについては11月の第4回に各自治体の資料を持ち寄り議論するか意見交換会を行うか方向性を今回で決めるということか。

事務局

その通りである。

B委員

質問であるが、意見交換会を実施したということだが、実際に現場で携わっているのは誰なのか。毎年市民参加を実施しているところはいいが、事業によっては一度実施すると次回が5年後とかで職員が異動している可能性もあるため、職員皆が活かせる方法を検討するべきである。

A委員

そのためのマニュアル作成である。そのマニュアルを今後検討していく認識である。

事務局

部署によって市民参加を実施する間隔が異なるため、職員が一律に実質的な市民参加を実施できるようにするためのマニュアル作成を検討している。そのマニュアルを作成するための方法を本委員会で提案していただければと思う。

委員長

整理するとマニュアル作成が目的であり、そのために意見交換会や他の自治体の事例を調査するかが今あがっている。この二つは異なるものであり、流山市という現場の声を吸い上げるのか、他の自治体を参考にして見習うのかという方向性の違いがある。両方実施するのもいいが、どちらに力点を置くのか意見を伺う。

A 委員

運用ルール見直しという大きなテーマであるため、意見交換会は効率が悪いと思う。きわめて的確な人選をし、ファシリテーションをしっかりとしなければいけない。現場の方は経験を踏まえて意見を述べることは出来るが、運用ルール見直しとなると俯瞰的に全体を見ているような意見などが必要となるため、この点を踏まえると他市の事例調査が適している。

C 委員

運用ルール見直しは重要なことであるため、いつまでにどのように作成していくのか考えていくべきである。

A 委員

事務局にお伺いしたいが、市民参加条例に基づく市民参加の手続き案内の改訂は現場の職員の意見を反映させたのか。

事務局

答申内容を反映したものとなっている。

A 委員

担当課に配布しているのか。

事務局

配布している。この手続き案内も決して悪いものではないが、特性等は踏まえておらず、市民参加条例にどのような手法があり、どのように実施するかを記載しているものである。

手続き案内を配布した際にも説明させていただいたが、これは約10年にわたり、市民参加推進委員会にて議論の積み重ねの結果、取りまとめてきた集大成でもある。ポスターの作成やアンケートの実施などは条例に記載されていないが、これまで委員の皆様が事業担当課にヒアリング等を実施して作成し、全部署に配信しているため、マニュアル的な位置づけとなっている。そのため、0ベースではなくこの手続き案内を事業の特性等に即した手法を付記して改善していくのが効果的である。そうしてマニュアルを作成していくと、異動等があったとしても職員が適切に市民参加を実施していけることになる。

A 委員

現状はマニュアルのようなものは手続き案内だけか。

事務局

そうである。

A 委員

京都市のような市民参加の概念的な部分から記載している資料はないのか。

事務局

現状はない。先ほど紹介した旭川市は市民参加の概念から記載されている。このようなものを流山市版として今後作成していくのが運用ルールの改善の第一段階になる。

C 委員

手続き案内をより良いものにするために、他市の事例を調査し共有していくのが良いと思う。京都市のように絵や図を使用し、視覚的にもわかりやすいものにしていくのも良いと思う。

副委員長

どのくらいの規模を想定しているのか伺いたい。壮大な資料を作成しても誰も見ないので、概念とマニュアルを分けて使いやすいものを作成するのか。時代や場が変わっても活かせるようにするのが根本である。市民や職員がわかるようにする概念の部分は端的にまとめ、事業の特性に応じたマニュアルは様々な市町村からアイデアを集めて流山に活かしていくのが良いと思う。

第4回で議論するならば第3回で委員の意見をまとめておかなければいけないため、情報を共有しておく必要がある。

委員長

各自が勉強をしていかなければならない。

C 委員

次回までに評価を行い、他の自治体調査を行い、共有していくようなスケジュールでいかなければ第4回では議論できない。

副委員長

第3、4回で行えるように事務局含め準備していくべきである。

委員長

方向性が見えてきた。事務局としても同じ方向性であるか。

事務局

事務局として想定していた1つの方向性である。

今の流れであると、意見交換会やヒアリングを実施せず、他市の事例調査ということでもいいか。

A委員

市民参加手続きの手法を1つにするなどの条例改正に関わる部分はやはり厳しいか。

事務局

現段階ではそこまでは想定していない。

A委員

市民参加の対象事業とするかどうかの明確な基準はないのか。そこは運用ルールの対象になるのか。

事務局

対象である。市民参加対象事業であっても軽微なものや上位法や緊急性があるものは対象外であるが、各担当課の判断になるのが悩ましい点である。

A委員

過去の例を見ると市民参加を本当にやる必要があったのか疑問なものもあった。

事務局

委員会後、平成24年から実施した事業の一覧を委員の皆様にご共有させていただく。

議論にあがった、条例で市民参加の対象外となるものを解説しているものが以前配布した逐条解説の中に記載されている。運用ルールの見直しということでマニュアルを検討していく中で逐条解説を今一度確認したうえでご意見いただければと思う。他の法律で定めがあり、市民から意見を集めてもそれを反映させる余地がない場合や、時間的制約により、市民参加を実施することで市民サービスに反映するのに遅れることが不利益になる場合などの解説が記載されてい

るため参考にさせていただければと思う。

委員長

条例や逐条解説を改正するのは難しいし、逐条解説に則らずに改善していくのは矛盾が生じるため、参照にしつつたたき台となる手続き案内を改善していく方向性である。

私見になるが、他の審議会は専門的なことを部会で進めていくことを実施しているが、今回は部会よりも各委員が調査していく方法が適していると思う。方法の1つとして部会というのもあることを情報として提供させていただいた。

A委員

他市の事例等は早めに共有していただきたい。

事務局

事務局でも調査しつつ、委員の皆様も適宜共有していただければと思う。

委員長

以上で市民参加制度の運用ルールの見直しについての審議は終わりにする。
次に「議題(4)その他」について、事務局の説明をお願いします。

事務局

繰り返しになるが、令和2年度の評価については後日メールで期日等をお伝えする。

次回の日程については9月3日(金)306会議室で10時から予定しているがご都合はいかがか。

委員長

問題無ければ以上で本日の議題は終了する。